

長期優良住宅化リフォーム推進事業活用事例

■本事業の補助対象工事

評価基準に基づく「①特定性能向上工事費」と、①以外の性能向上を伴う「②その他性能向上工事費」が主な補助対象。ただし、「②その他性能向上工事費」は「①特定性能向上工事費」を限度とする。

①特定性能向上工事 以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事 a.劣化対策 b.耐震性 c.維持管理・更新の容易性 d.省エネルギー対策 e.高齢者等対策※ f.可変性※ ※…共同住宅のみ	②その他性能向上工事 ①以外の性能向上工事 ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事 ・外壁、屋根の改修工事 ・バリアフリー工事 ・一定水準に達しないc～fの性能向上に係る工事 ※ただし、①の工事費を限度	③その他の工事 ・単なる設備交換 ・内装工事 ・増築工事 ・意匠上の工事 → 補助対象外
+ インスペクション費用、リフォーム履歴作成費用、維持保全計画作成費用		

- ・補助率: 上記に要する費用の1/3
- ・補助限度額: 100万円/戸(すべての評価項目をS基準とする場合は200万円/戸)

■本事業の活用事例

戸建住宅	特定性能向上工事	その他性能向上工事
事例①	劣化対策 外壁通気構造化、点検口の設置 防湿コンクリートの設置 耐震性 筋かい・構造用合板の設置等	断熱材の設置※、サッシ交換※ ※省エネ基準A基準未滿のため、その他性能向上工事に該当
事例②	劣化対策 木造住宅の浴室ユニットバス化、防蟻・防腐処理	浴室のバリアフリー化、高断熱浴槽設置
事例③	劣化対策 防蟻・防腐処理、土台の交換、木造住宅の浴室ユニットバス化 耐震性 筋かいの設置、金物補強 省エネ性 断熱材設置、LOW-Eガラス導入 維持管理 配管点検口の設置	塗装工事、屋根改修工事、バルコニー防水工事
事例④	省エネ性 内窓の設置、高効率給湯器設置	外壁塗装、コーキング打ち替え



筋かい設置



防蟻・防腐処理



ガラス交換



屋根改修工事



バルコニー防水工事

共同住宅 (共用部分)	特定性能向上工事	その他性能向上工事
事例①	省エネ性 断熱材設置、ペアガラス化	給水管更新工事
事例②	維持管理 排水管更新工事	給水管更新工事

※共同住宅等共用部分については補助金交付申請の事例とする。